

第89回産業統計部会議事録

1 日 時 平成30年10月18日（木）15：00～18：00

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所主任研究員）

【審議協力者】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課課長）、
財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：片桐課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○河井部会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第89回産業統計部会を開催いたします。お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、10月1日に開催しました前回部会に引き続き、農業経営統計調査の変更について審議いたします。

また、本日は、当初16時からの開始を予定しておりましたが、前回部会の審議の進行状況を踏まえて、審議時間を1時間延長させていただき、急遽15時からの開催に変更させていただくことになり、皆様方には御迷惑をおかけいたしました。途中、若干の休憩時間をとる予定ですが、18時まで3時間の長丁場になりますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料の御確認を

お願いします。

本日の配布資料につきましては、資料1としまして、前回部会で整理・報告が求められた事項に対する調査実施者の回答、資料2につきましては、審査メモと、それに対する回答がそれぞれ2部構成になっておりまして、資料2-1で報告を求める者の変更に関する審査メモ、資料2-2で資料2-1の審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、資料2-3で報告を求める事項の変更のうち生産費調査に関する審査メモ、資料2-4で資料2-3の審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、このほか、参考として、事前に皆様方に御確認いただきました前回部会の議事概要をお配りしております。委員、専門委員、審議協力者の皆様には、卓上にドッチファイルで前回部会資料もお配りさせていただきます。

なお、前回部会で配布しました資料のうち、審議に至らなかった事項がありましたので、前回配布した資料3-1、資料3-2も使いまして、本日は審議させていただきます。

ここまでの資料につきまして過不足がございましたら、お申し出ください。

事務局からは以上です。

○河井部会長 それでは、審議に入ります。

始めに、資料1に基づき、前回部会において整理・報告が求められた事項について審議を行います。

前回の部会では、損益計算書における「交際費」及び「市場手数料」の把握並びに労働時間等整理補助表の注記の2点につきまして、調査実施者における整理が必要とされたところです。これらの点に対する回答について、農林水産省から説明をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 農林水産省統計部経営・構造統計課です。

まず資料1ですけれども、前回の部会におきまして御指摘いただいた点につきまして整理させていただきましたので、説明させていただきます。

まずは1ページですけれども、損益計算書の経費のうち「市場手数料」、それと「交際費」は、従来の調査結果との接続を図るため、把握する必要があるということで調査票を設計した訳ですが、かなりその部分が目立つようなレイアウトになっていましたので、かえって「市場手数料」ですとか「交際費」をあえて調査すると報告者に誤解を与えて、ひいては統計調査への協力が支障が生じるのではないかと御指摘でした。それを踏まえまして、資料1の4ページのとおり、見直しをしたいと考えています。

資料1の4ページを見ていただきますと、荷造運賃手数料の内数として「市場手数料」、また、雑費の内数として「交際費」ということで、調査票を再設計したところです。今回修正した箇所が分かるように網かけしておりますが、実際にお配りする際には、この網かけは外して配布することになるかと思えます。

2点目です。2ページに戻っていただきたいと思えます。労働時間等整理補助表につきまして、これは必ずしも全ての報告者が使用するというのではなく、主に個別経営体で、特に労働時間等について記帳ですとか記録を常日頃から必ずしも行っていない報告者の方に、参考としてお使いいただくことを意図したものです。従いまして、必ずしもこれは提

出を義務付けるものではないということを明記すべきではないかという御指摘がまず1点ありました。これにつきましては、この資料1の6ページ及び8ページを御覧いただきたいと思います。

前のページになります5ページ、7ページが前回部会で提出いたしました当初案ですけれども、6ページ、8ページに注意書きということで、労働時間等整理補助表というタイトルの下に点線囲いで記述しておりますが、この補助表については、あくまでも整理するために使っていただくものであり、提出を求めるものではありませんという断り書きを入れさせていただくことにしたいと思います。

もう1点、2ページに戻っていただきますけれども、指摘事項の2点目、調査票ではないが、記入された内容については秘密が保護されるということも併せて補助表の中に明示した方がよろしいのではないかという御指摘でした。このような御指摘も踏まえまして、もう一度、この補助表の扱いについて検討いたしました。実際に複数回、例えば、3回ないしは4回、その都度、この補助表をお伺いして回収してしまうと、報告者はそれまでの労働状況を1年間通じて振り返ることができなくなってしまいます。最終的には1年間通じて見て、ああ、こういうふうなことであったんだなという合計を調査票に記入するときに振り返りができなくなってしまいます。従いまして、年に複数回、職員等が報告者にお伺いすることを定めることはいたしません、あくまでもそれは、この補助表を使ってしっかり記入していただいているかどうかの確認ということでお伺いさせていただくことです。場合によりまして、この補助表の形式では少し書きづらいということであれば、その都度、その記載内容も追加修正するといったこともしながら、年間を通じて、きちんとこの補助表に記入していただけるように私どもが丁寧に対応するということにしたいと思います。そして調査終了後、1年間分の記入が終わった後に、改めて職員等が調査票を持参して転記させていただくことにしたいと思います。従いまして、この補助表はあくまでも最初から最後まで報告者のお手元にあるという扱いにしたいと思っております。当然、その記載内容につきましては、報告者自身の手はずとある訳ですので、あえてこの秘密は保護されるということ補助表には記載しないこととさせていただいたということです。

あともう1点、3ページですけれども、一戸一法人の表章につきましては、引き続き表章するというので、申請内容の修正をさせていただきたいと思っております。この資料1の9ページですけれども、現行と見直し後で一戸一法人が個別経営体から、組織法人経営体に表章場所が変わることになります。引き続き表章はいたしますけれども、表章する場所が変わってまいりますので、このような表章の再編成につきましては、公表に当たりまして丁寧に説明していきたいと考えております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえて、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。

まず別紙1につきましては、小針専門委員からの質問だったと思いますが、いかがでしょう。

○小針専門委員 拝見しまして、この形であれば目的に沿っていると思いますし、今後の

検討内容によって項目も検討できると思いますので、よろしいかと思ひます。

○河井部会長 ありがとうございます。それと、別紙2-1の方は、川崎委員からの御指摘だったと思ひます。

○川崎委員 この対応で、大変明解で結構です。

○河井部会長 あともう1つ、別紙3です。一戸一法人の表章につきましてはいかがでしょう。

○川崎委員 それも大変結構です。

○河井部会長 ありがとうございます。

○小針専門委員 すみません。別紙2-1で1点だけいいですか。

○河井部会長 どうぞ。

○小針専門委員 別紙2-1の下の注のところ、「備考欄は、作業を外部委託した場合の料金等を記入ください。」というのは、これは何かに使うために今回も入っているのか。もし、補助表で労働時間だけを整理するために必要なのであれば、この注記は要らないと思うので、削除した方がよいのではないかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 削除させていただきます。

○河井部会長 ありがとうございます。確かにそうです。ほかに何かありますか。

○西郷委員 別紙2-1のところなのですけれども、これが調査票という扱いではなく、報告者の手元に残るといふことなのですけれど、「2015 センサス番号」が記載してありますよね。それが報告者の手元に残るといふことが、その後の調査に悪影響を及ぼさないか、番号が残るといふ形でも、それは別に大丈夫だといふことだけ確認させていただきたい。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 ここは前回部会で示したものをそのまま引っ張ってきてしまいましたので、「2015 センサス番号」は必要ありませんので、削除させていただきます。

○西郷委員 先ほど伺っていた話だと、調査終了時に調査員の方が転記するとおっしゃっていたので、転記するときはこの番号を使うのかなと思ひて、何か間違いがないようにとか、そのために記載しておくのかなと思ひたのですけれど、どうなのですか。私は無くせと言っているのではなくて、報告者の手元にこの番号が残ることが後々の調査に何か影響を及ぼすようだったら、何か工夫が必要なのではないですかといふぐらいの気持ちで言ったのですけれど。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 この番号、前回は回収しますといふ話をしたのですね。それを今回回収しないことに取扱いを変えたのですけれども、この番号自体は、農林業センサスの時に報告者に割り振られた番号ですので、それが手元に残ったからといふと、特に問題になることはないのかなと思ひています。

○西郷委員 はい。分かりました。

○河井部会長 残したままにするといふことですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 はい。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 すみません、そ

うさせていただきます。

○河井部会長 それでよろしいでしょうか。

○西郷委員 はい。

○河井部会長 ほかに何かありますか。

それでは、先ほど修正を求められた別紙2-1の脚注を削除するという事で修正していただくということでよろしいですね。

それでは、この件につきましては、調査実施者に整理していただいた内容で御了承いただいたということにさせていただきます。この件につきましても答申案に盛り込ませていただければと思います。

それでは、次の論点です。資料2-1の審査メモに沿って、前回の部会に引き続き、残された論点の審議を行います。

まず、始めに、本日の配布資料の審査メモ1ページの「(2) 報告者の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、資料2-1、審査メモ1ページの「(2) 報告者の変更」についてです。

今回の変更計画では、経営統計調査及び生産費調査の標本設計を見直し、1つ目として全ての抽出階層区分における目標精度の設定、2つ目として大規模階層区分の細分化、3つ目として経営統計調査における法人経営体及び生産費調査における組織法人経営体の報告者数の拡充等を行うこととしております。

これらにつきましては、調査結果の利活用を踏まえた変更を行うものであることから、おおむね適切と考えられますが、本調査を取り巻く環境の変化や施策ニーズへの的確な対応、報告者負担の軽減等の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているかなど、7つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料番号といたしましては、資料2-2になります。資料2-2を御覧いただきたいと思います。

まず、この資料2-2の構成について簡単に説明いたしますと、まずaからgまでの論点に対します私どもの回答が8ページまでに整理されております。9ページ以降に参考資料を付けておりますが、これにつきましては、この資料の2ページをまず御覧いただきたいと思います。

2ページの1、目標精度については別紙1に整理したとおりで、この別紙1が9ページの資料です。2ページの1の(1)の「①個人経営体」の第2パラグラフ、「なお、現行の北海道・都府県別区分についての比較については、資料1の『農業経営統計調査の標本設計について』の別表を参照されたい。」という部分がありますが、この資料1といたしましては、お手元にあります諮問資料のことです。議論のために、この部分を抜粋して付けています。それが、この資料2-2の10ページから17ページまでが該当します。

また、この資料2-2の3ページを御覧いただきたいと思います。3ページの2の規模階層区分の見直しの最終パラグラフ、「なお、現行の規模階層区分との比較については、資料1の『別添4（参考1）』を参照されたい」、この部分につきましては、この資料2-2の18ページから22ページまでの部分が該当いたします。

最後に、この資料の3ページにあります3の法人経営体・組織法人経営体の標本数の増加のところに最後に、「(別紙2参照)」とありますが、この別紙2といたしますが、23ページ以降に付けている資料です。適宜御覧いただきまして、御検討いただければと思います。

それでは、資料2-2の1ページです。まず、経営統計調査、生産費調査、それぞれ利用サイドにおいて、どの程度の精度が求められているのかということです。回答ですが、目標精度につきましては、それぞれの作物を所管しております施策部局と調整した上で、それぞれ設定しているところです。それをまとめましたのが、この資料の9ページ、別紙1です。

ここは事実関係ですので、次の2ページです。今回の標本設計の見直しに当たりまして、①精度の変更を行っているところについて、②区分階層を統合ないし細分化していることについて、③報告者数を法人経営体、法人組織経営体へ重点化することについての考え方ということです。

2ページの1の目標精度についての考え方です。9ページを適宜御覧いただきながら、説明させていただきたいと思いますが、この別紙1で網かけした部分がありますが、これが今回精度を見直したところです。目標精度を上げた区分もありますし、逆に引き下げたものもありますし、新たに精度を設定したものもあります。それぞれにつきまして、考え方を説明いたします。

2ページの1の「(1) 経営統計調査」につきまして見直しをした部分について、まず個人経営体の北海道の水田作及び酪農についてです。9ページの表の左側が経営統計調査です。この左側の上の部分が個人経営体ですので、9ページの左側の上の部分の「水田作・北海道」と「酪農・北海道」を御覧いただきたいと思います。水田作の北海道について2.5から3.0に、また、酪農の北海道について2.0から3.0に目標精度を引き下げております。ここにつきましては、都府県と北海道の区分で標本設計を行っている訳ですが、その際、都府県につきましては、2ページの1の(1)の①ですが、それぞれ農業地域別に分類して表章しております。具体的には、農業経営統計につきましては、東北、関東・東山、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の農業地域別に区分して表章している訳です。例えば、東北とか九州という1つのエリアとしてのまとまりと、北海道を比較した場合に、北海道の標本数が少し多くなっているという状況にあります。調査の効率化を考えたときに、ここが少しスリム化できないかということで、行政利用上の支障がないことを確認した上で、北海道の標本数を縮減することを目的といたしまして、「水田作」の北海道と「酪農」の北海道については、目標精度を引き下げたところです。

また、9ページの別紙1を御覧いただきますと、個人経営体、法人経営体それぞれごとに、現行ではバーになっている目標精度を設定しない区分について、個人経営体では8%、

法人経営体では10%の目標精度を今回設定させていただきたいと考えております。これにつきましては、2ページの1の(1)の「②法人経営体」のところを御覧いただきたいと思っておりますけれども、今後、法人経営の経営実態をよりの確に把握するためには、標本数の確保が必要である訳ですけれども、その際に目標精度を定めずに標本数を決定するという事は、何を基準にして標本の大きさを決めれば良いのか、設計上、非常に難しいということになります。

そのような中で、今まで精度を決めていない訳ですので、目標精度としてどれぐらいが適当なのかを考えると、他府省で実施されている経営に関する統計調査では、どの程度の目標精度が設定されているのかということをご参考しながら、9ページを御覧いただきますと、法人経営体については10%の目標精度、また、個人経営体のうち、「露地花き」、「施設花き」、「採卵養鶏」、「ブロイラー養鶏」、「その他」については8%ということで新たに精度を設定して、標本を確保したいと考えているところです。

2ページの1の「(2)生産費調査」です。9ページの別紙1で見ますと、右側のグループです。ここに網かけ部分が幾つかありますけれども、まず、個別経営体を御覧いただきたいと思っております。「二条大麦」、「六条大麦」、「はだか麦」につきましては、それぞれ6%、8%の目標精度について、今回、5%に見直したいと考えております。これにつきましては、「二条大麦」、「六条大麦」、「はだか麦」の下に「そば」があるかと思っておりますが、経営所得安定対策の中で同じく戦略作物という位置付けで交付金が支払われております。その交付金算定に生産費調査の結果が用いられている訳です。そのようなことを考えたときに、現行の「そば」の5%に合わせて、「二条大麦」、「六条大麦」、「はだか麦」については、5%の精度としたいと考えております。

一方、6つほど下に「なたね」というものがあるかと思っておりますが、5%の精度を7%に落とすことにしたいと考えております。これにつきましては、現行の5%のままで今回実施しようとしております規模階層区分の見直し、また、大規模階層を細分化して標本を充実することを行いますと、「なたね」は、比較的母集団の大きさが小さいものですから、この5%の精度で実施しようとしたとしますと、特に特定の階層で抽出率が高くなってしましまして、実際の調査ができないことが想定されるということで、行政部局とも協議した結果、現行と同程度の標本数を確保するため、目標精度を7%に引き下げざるを得ないということになった訳です。

次に、法人経営体につきましては、9ページの右側のグループの一番下です。「米」、「小麦」、「大豆」のところ、「小麦」と「大豆」について6%を3%にするという部分です。これにつきましては、水田作において、「米」、「麦」、「大豆」というのが1つの栽培体系に組み込まれておりますので、これにつきましては、「米」と同水準の精度が求められるであろうということで、「米」に合わせて3%にしたものです。これが目標精度の変更理由です。

3ページを御覧いただきたいと思っております。規模階層の見直しについてです。これにつきましては、2の①ですけれども、大規模の規模階層区分につきましては、母集団の大きさも勘案しながら細分化しています。一方で、全体としての報告者数を抑えるということから、中小の規模階層区分につきましては、利用に支障のない範囲で統合することで合理化

を図っています。具体的には、18 ページ以降の横紙、規模階層区分の見直しというところを御覧いただきたいと思います。

3 ページの 3 です。法人経営体なり組織法人経営体の標本サイズの増加ということですが、これは、今後担い手として、このような法人経営、組織法人経営が対象になってくる中で、目標精度の設定ないしは引き上げを行いましたので、標本が増えています。具体的には、この資料の 23 ページを御覧いただきたいと思います。別紙 2 です。ここに現行と見直し後の報告者数の実数と増減を書かせていただいておりますけれども、総体としては、現行 8,640 に対して見直し後 8,500 ということで、若干ではありますけれども、報告者数は減らしているということで、コストの削減を図りながら、その内訳といたしまして、営農類型別の個人経営については、できる範囲で報告者数を減らしている。一方で、法人経営については、報告者数を増やしている。生産費については、費目ごとの状況を踏まえながら、基本的に、報告者数を個別経営体については減らしながら、組織法人経営については報告者数を増やすという見直しをしているということです。これが 3 ページの部分です。

続きまして 4 ページ、論点 c です。これは一戸一法人、今回いろいろ御議論いただいているところですが、これにつきましては、現在では法人経営体ということで、組織法人経営体と一戸一法人を 1 つの母集団として抽出するという見直し案をお示しさせていただいておりますが、一戸一法人を別の母集団として設定した上で抽出を行う必要性があるのではないかということです。

基本的に、一戸一法人につきましては、前回の資料 3-2 を御覧いただけますでしょうか。前回説明した部分ですが、この資料 3-2 を 1 枚めくっていただいて 2 ページです。ここには 2 つ表があると思いますけれども、この 2 つある表の下段の表を御覧いただきたいと思います。経営体数ということで個別法人経営体、いわゆる一戸一法人は 4,233 ということです。母集団の数として、この 4,233 というのは、一定のボリュームがあるということは、私どもも認識しているところですが、これを営農類型別に分けてみますと、かなりばらつきがあるのを見ていただけるでしょうか。水田作では 773、一方、ブロイラーについては 73 ですとか、繁殖牛では 91 とか 2 桁のものもあります。このように、それぞれ営農類型別に一戸一法人というのは、数的にかなりバリエーションがあるということです。

私どもの経営統計調査は、基本的に、営農類型別に標本設計をしています。したがって、一戸一法人について、別途、標本設計を行うことになると、ある部門については相当程度抽出率が非常に高くなるのが想定されまして、なかなか難しいのではないかと考えているところです。これが 4 ページの 2 の部分の説明です。

3 ということでなお書きがありますけれども、現在、一戸一法人は特に区別して抽出している訳ではありませんが、一定程度の数の抽出は現時点でもされているところです。今回の見直しにおきましては、組織法人経営体と一戸一法人を加えまして法人経営体ということで母集団を設定いたします。その際、一戸一法人の占める割合は、現行よりもはるかに高くなりますので、今以上の一戸一法人の抽出がなされると考えています。あえて一戸一法人を別の母集団から引っ張ってこなくても、現行よりも十分必要な数が抽出できるの

ではないかと考えているところです。

ここの部分が4ページ、cの部分です。

続きまして、論点d、一定規模以上の大規模階層について、全数調査をする余地はないかということです。ここにつきましては、今回の見直しによりまして上位階層区分を追加するというので、規模階層区分を見直しております。24ページの別紙3を御覧いただけますでしょうか。生産費調査、経営統計調査それぞれで、現行と見直し後で一番規模の大きいところと、その規模に属する母集団の数を括弧書きで記載しております。このような中から一定の割合を抽出することを考えておまして、この中であえて全数ということでも、十分この階層の特性を表せるだけの標本は採れると考えています。全数調査は特に必要ないではないかというのが、現時点での私どもの考え方です。

続きまして6ページ、論点eです。いわゆる経営統計調査と生産費調査の間で両方調査協力していただいております重複の割合は2割程度ということで、前回説明いたしました、今回の論点は、そのような調査間の重複ではなくて、調査の中、経営統計調査なり生産費調査それぞれの中で重複があるのか、それはやむを得ないのかということです。まず、回答1ですけれども、経営統計調査につきましては、先ほど見ていただいた、いわゆる営農類型ごとに必ずいずれかの営農区分に分類される訳で、二股をかけるということはありませんので、経営統計調査につきましては、報告者の重複はありません。

一方で、生産費調査につきましては、品目に注目した生産コストを把握する調査ですので、報告者が複数の品目を作っている、ないしは家畜を飼っている場合、複数の品目の調査客体として、重複が生じることはあり得ます。

実態面から申し上げますと、3ですけれども、複数の品目を生産している報告者で御協力いただける方につきましては、それぞれ複数の品目の生産費について調査をお願いしているということです。決して無理強いして、複数の品目について御報告いただいている訳ではありません。御協力いただける範囲の中で、生産費調査については一定の重複があります。

今回、それぞれ調査事項の簡素化、見える化ということで報告者の負担軽減に、一定程度は配慮させていただいているところです。

7ページです。母集団名簿は農林業センサスをベースにしておりますので、このセンサスとセンサスの間、原則5年間は報告者を固定するということですが、脱落等があった場合の考え方ということです。2の①、②ですけれども、2の①は不測の事態、報告者の御事情によって調査に協力できないといった場合には、その報告者と同一の営農類型で同一規模の母集団の中から、近しい報告者に御協力いただいております。一方で、もう農業からリタイアするという場合につきましては、これは農業の構造変化としますので、代替標本の補充は行っていません。

こういうことを前提とした上で、5年に一度標本替えがある訳ですが、その5年に一度の標本替えにおいて、いわゆる断層が生じないのかということです。7ページの3です。このような場合、標本の選定につきましては、特定の規模ですとか、地域に特に偏った形で行っている訳ではありません。農林業センサスをベースに規模階層別に抽出選定

を行っておりますし、また、毎年、生産費なり経営統計を公表する際に、作物統計ですとか、物価統計又は耕地面積、家畜飼養頭羽数といったマクロ統計の動きとそごがないかを検証した上で、ミクロの統計の公表をしています。今まで何回か標本替えはしておりますけれども、その前後において、結果に特段の断層は出ていないと判断しています。

ちなみに、4ですけども、今回は、農林業センサスの中間年で見直しをしておりますので、また、2020年農林業センサスが利用できるようなになれば、その情報を基にした選定替えを考えているところです。

最後、8ページです。更なる見直しということはないかということです。今、説明いたしましたような考え方で、今回、大規模階層の標本数ないしは法人経営体の標本数を拡充する一方で、全体としては、報告者数は、多少ですが減らすということで、コストの削減を図っているところです。

現時点で何か大きな支障があると思っているものではありませんけれども、当然、今回の見直しの実施状況を踏まえさせていただきまして、また、2020年農林業センサス結果を反映した次回の見直しが近々やってまいります。その際に、更に改善の余地がないか検討していきたいと考えています。その際には、また御指導いただきたいと思っております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。論点が結構たくさんあるのですが、農林水産省の方針について説明していただきました。今の説明を踏まえて御意見、御質問がある方は御発言をお願いいたします。どうぞ。

○川崎委員 1点教えてください。標本設計について、できるだけ限られた標本の中で精度が高くなるように工夫して実施しておられるというのは、およそ感覚的には理解したつもりなのですが、ここでおっしゃっている目標精度というのは何の指標の目標精度ですか。これは、多分、どの指標に着目するかで全然意味が変わってくるのですが、例えば、農業所得とか、何の数字を3%以内とかそういうふうにご考えておられるのか、少し教えてください。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 経営統計調査におきましては、1経営体当たりの農業粗収益をもって目標精度を定めます。生産費調査におきましては、単位数量当たりの、例えば、米ですと60キログラム当たりの全算入生産費をもって目標精度を定めているところです。

○川崎委員 それでは、その上で少々よろしいですか。

その意味では、経営統計調査の方が私は気になるのですが、要するに、個人経営体の方は余り規模の差がばらついていないように思うので、1経営体当たりの平均の農業粗収益は、今のやり方とそれほどばらつかないのかなと思うのですが、法人経営体の場合は上限がものすごく高いのですね。今回、上限のところの区分を細かくされ、そこに標本をしっかり割り当てるようにされているのは良いと思うのですが、審査メモにもあった上位のところを全数でやるべきかどうかというのは、非常に判断が難しいところで、私も一瞬はそう思うけども、そこまでしなくても良いのかもしれないというのが今の感想です。この点は、引き続きもう少し、今回ということではないのですが、農業粗収益のばらつき具合を

もう少し丁寧に御覧になって、例えば、100倍、1,000倍のものが1件入ったら、ものすごく平均値が動く訳です。それを考えると、その分布統計をしっかりと御覧になった方が良い、それはこの統計だけではなくて農林業センサスなどの母集団情報で見ていただく方が良いのではないかと思います。大きな方向としては、大規模階層の方に標本がシフトされているので良い方向だと思うのですが、やや心配があるので、その辺りは今後の課題としていただけたらと思いました。これは感想ということで、もしお考えがあればお聞きしたいと思えます。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 確かに個人経営体と法人経営体では精度のぶれと申しますか、かなり差があるのは事実かなと思えます。前回の見直しのときに、実績精度で見た場合に、個人経営体はどうなのかということも、大規模でかなり大きいのがあるのは事実です。その際に、大きいところの標本についても、先ほどの規模階層区分の中で100、200程度の母集団があり、この中から選ばせていただきますので、一定程度きちんとした数の標本はとれると思えます。それを集計して結果をまとめて、その結果がこの大規模階層の中で見たときに、きちんと実態を表しているのかどうかは検証していく必要があるのかなと思えます。そのような意味で、今御指摘いただいたように、これで決まりということではありませんので、特に大規模のところでは法人経営体の結果が変動することがないように、そこはしっかりと見ていきたいと考えております。

○川崎委員 結構です。

○河井部会長 ほかに何かありますか。

○西郷委員 今、川崎委員が御指摘になった点とほぼ同じ部分なのですが、まず層の区切り方に関しては、教科書的なやり方ですけれども、層の区分の最適な切り方であるとか、最適な標本の配分の仕方というのがあるので、一応、それで試算して、例えば、今回御提案いただいている最上階の層の規模の切り方というのが、それを所与として、仮にネイマン配分と呼ばれているもので標本を配分してみたときに、一番上位の層に割り当てられる標本のサイズというのはどれぐらいなのかを見てみれば、全数調査にした方が良いのか、それとも、もう少しサイズを減らして調査すれば良いのかというのは、一応の規模感というか、数量感は何を得られるのではないかなと思えます。

あともう1つは、これも結局、目標精度の話になるのですが、資料2-2の9ページのところで示されている現行の目標精度と見直し後の目標精度で、特に私がここで申し上げたいのは、現行で目標精度が設定されていないのだけれども、新たに目標精度を設定する部分に関してです。これは、前回欠席してしまいましたので、そのフォローアップで御説明いただいたときにも申し上げたことなのですが、前回諮問時の部会の議論でも、なぜ一部のものに関しては目標精度を定めずにサンプルサイズを決めるのかという議論をこの産業統計部会で行い、そのときには何らかの理由、うろ覚えなのできちんと調べた方が良くと思えますけれども、この目標精度を定めずにものに関しては、年々の数値のぶれというのが非常に大きいので、あらかじめ目標精度を定めても、それを達成することがなかなか難しいから、ここはほかの部分とは考え方を改めて、サンプルサイズの方をまず決めるのだという、たしかそのように整理していたように記憶しております。もしそ

うだとすると、今回は、何で目標精度を定めるのかということになります。私は目標精度を定めて統一的にサンプルサイズを決めた方が良いという派なので、今回の結論は、これの方が良いと思うのですが、ただ前回諮問時の部会でそういう議論をしていたとすると、それときちんとつじつまが合うような結論の出し方にさせていただいた方が良いのかなと思います。

それとの関連で、今後の課題という形になるのかもしれませんが、恐らく今回新たに目標精度を定めた部分に関しては、実際の精度というのが当初の目標にした精度に達していないということが結構多いと思うのです。8%とか10%でやってみただけでも、実際に出てきた統計で事後的な達成精度を計算してみたら、大分違っていたと。一部のものに関しては過大だったし、一部のものについては過小だったということがあると思いますので、それを精査していただいて、今回新たに目標精度を定める部分に関しては、そこをまた更に実際的な数字に見合うような形で見直すということを今後の課題に加えていただければと思っております。

以上です。

○河井部会長 はい。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 確かにサンプルサイズだけを設定した場合には、実績精度がどうなのかということはあるかと思えます。そこにつきましては、毎年、実績精度を算定して、その動きをチェックして、今回新たに10%なり8%ということで設定したものについて、きちんと目標精度に合ったものなのかどうかは毎年検証させていただきたいと思っております。

○河井部会長 よろしく申し上げます。ほかに何か。はい。

○川崎委員 先ほどの西郷委員の発言を聞きながら、念のための確認です。ここの標本の層別配分は、やはりネイマン配分されたという理解でよろしいのでしょうか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 はい。

○川崎委員 なるほど。それから、その場合には、母集団の情報としては、農林業センサスのデータを使われて、その分散を基にその配分の計算をされたということなのですね。分かりました。

その上でもう一個気になるのは、例えば、今の9ページ目の別紙1を見ますと、目標は目標、達成はこれまたやってみなければ分からないというのはそうなのですが、一番気になるのは左下の法人経営体のところの目標精度。つまり、これは相対誤差率ということになるのでしょうか、10%というのは相当大きい訳です。2シグマということになると20%ぐらいで、そうすると、前回比較したときに5%、10%ぐらい変化があったからといって、これは有意な変化と言えなくなってしまうぐらいのものになる訳です。そうすると、この結果を提供するときに、前回比較はきちんとやって良いけれど、これについては、これぐらいの標準誤差を想定して解釈してくださいということはある程度言っていないと、ものすごくミスリードする危険があるかなと思うのですが、その辺りの誤差情報の提供の仕方は、どのようにお考えでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 私ども、この営

農類型別経営統計調査ですとか、生産費調査の調査結果がまとまりますと、速報という形で取りまとめてホームページにアップしております。その際に、調査データの後ろに調査の設計の仕方ですとか、目標精度といったものも記載しています。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） すみません、よろしいですか。実績精度についても概略的なものを出していますし、最終的に年報ということでe-Statに出る形のものについては、目標精度に対してどれだけの精度があったかを提供しています。

○川崎委員 そうですか。

○河井部会長 それでは、情報は提供していただいているということですね。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい。

○河井部会長 ほかに何かありますか。どうぞ。

○小針専門委員 今のお二人の委員のお話を踏まえて、実は同じ農業経営統計調査の中でも、耕種で母集団が大きいものと、畜産で構造変化が大きくなっているものとは、同じ尺度で見ることが果たして良いのかということも、今後、1つの課題として入れるべきではないかなと思います。実際に、この統計を使うときに、法人経営体なり、特に畜産とかになってくると、なかなか前年との比較は難しいかなということが想定され、単年度で経営の構造がどうなっているのかというのは、この統計で確認するけれども、前年との比較が果たしてできるのかというと、そこは難しいと判断をしているという部分はあると思います。耕種部門、例えば、米、水田作で全体の平均をきちんと捉える必要があるものと、ある意味サンプル調査に近いぐらいの認識で使うものと、少し認識を変えても良いという言い方が妥当かどうか分かりませんが、そういう視点があっても良いのかなというのが1つです。

あともう1つは事実確認なのですが、生産費調査の肥育豚のところは、目標精度を変えていないと思うのですが、標本数で見ると、173から100に42%減っていて、ここだけ大きく減っているのはなぜかというのを教えていただいてもよろしいですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） 生産費調査を担当しております青山と申します。

そこにつきましては、肥育豚は目標精度2%で設定しているところですが、実績精度を見てみますと、目標をはるかに上回る非常に良い結果が出ております。具体的には、近年では1.4%程度という精度を実現しておりますので、目標精度を変えない、2%を達成するなら、もう少し標本を減らしても大丈夫ですよという観点で、今回見直しさせてもらっています。

○河井部会長 ありがとうございます。はい。

○川崎委員 すみません、たびたび。もう1つ教えてください。この経営統計調査は、個人経営体と法人経営体を合わせた平均値も出されるのですか、それをお使いになることもあるのですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 これにつきましては、今まではそういう個別経営体、組織法人経営体、それぞれで出しておりましたけれど

も、今川崎委員がおっしゃるように、日本全体の経営の平均はどのなのだということが当然言われます。ただ、今までの調査のままでは、調査項目が必ずしも組織法人経営体と個別経営体では厳密には一致しませんので、ピタッとした合体ができない訳です。今年の農業白書の中で、一定の制約の中で合わせて、試算という形で出させていただいております。ただ今回の見直しをこのままお認めいただくということを前提に申し上げますと、個人経営体と法人経営体で費目の統一をしておりますので、そこは合算できる設計にしておりますので、それを合わせたものを表章することで、今考えております。

○川崎委員 実は、別に是非出してくださいということを申し上げているつもりではなくて、慎重にした方が良いのではないかとということを先に申し上げればよかったです。なぜそうかということ、個人経営体の方は恐らくずっと減少傾向にあって、それから法人経営体の方は逆に増加傾向にありますよね。そうすると、母集団の情報を2015年農林業センサスに固定していると、もう年を追うごとにどんどん実態が変わってしまうので、それを古い加重平均のウェイトで推計を行うと、恐らくもう2020年にははっきりギャップが出てくるでしょう。ですから、そういう問題を考えると、固定ウェイトで加重平均するのは、少々慎重にされた方が良いでしょう。

このことは、同時に7ページ目の論点fとも関連するのですが、母集団情報を切り替えたときに、これは1経営体当たりの平均だから、恐らくギャップはそれほど目立たないのではないかと私は思うのです。特に個人経営体と法人経営体それぞれに分けて見た場合には、そんなにギャップが目立たないけど、合わせた平均って恐らくギャップが相当出る可能性があると思うのです。次の切替えのときは、少しギャップはあり得ると思って、慎重にさせていただいた方が良いでしょう。

その上で、このfの論点について、ローテーション方式というのでしょうか、部分入替方式を導入するのは恐らく必要ないだろうと、固定のままで良いだろうと思いつつ、説明を聞きながら考えてもいました。むしろ大事なのは、ベンチマーク切替えのところをどう乗り切るかということかと思っておりますので、その点は是非、今後念頭に置くべき課題として考えていただけたらと思います。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

○河井部会長 今ちょうどベンチマーク切替えが問題になっているので、やはり指摘しておかないとということですね。

もしほかになれば、次の論点に移りますが、いかがでしょう。いいですか。

それでは、幾つか御意見をいただきましたので、御指摘があった点を答申に盛り込んで整理させていただきたいと思っております。

それでは、次の論点に移らせていただきます。こちらは、前回部会の途中までとなっておりました、「(3) 報告を求める事項の変更」について、前回に引き続いて審議を行います。

始めに、前回部会資料の資料3-1、審議メモ5ページの経営統計調査票関係の「(イ) 事業収支の概要・事業経費、投資と資金調達の状況等を把握する調査事項」について、事

務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、前回資料の3-1の5ページになります。「(イ)「事業収支の概要・事業経費、投資と資金調達の状況」等を把握する調査事項」についてです。今回の変更計画では、農業経営体のストック等を明らかにするため、個人経営体及び法人経営体における事業収支の概要や事業経費、事業への投資及び資金調達の状況、主要な農業固定資産の保有状況、土地の保有面積を把握する調査事項を再編する計画です。

これらについては、施策ニーズ等への対応を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、調査結果の更なる利活用の推進や報告者負担の軽減等の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料で申し上げますと、資料3-2の23ページからになります。前回御議論いただきました経営統計調査の積み残し部分ということです。23ページから25ページまでです。この部分につきましては、事業収支ですとか、資金調達、固定資産の状況、土地面積ということです。事業収支、投資関係、これは経営統計ですので、収支については当然ながら把握するものですし、投資と資金調達は特に農地、農機具といったものを取得する場合に、その資金の調達状況について調べるということで、規模拡大ですとか多角化といったときに、どのような行動がなされたかということで利活用されると想定しております。

また、23ページの3番目、固定資産の状況、建物、農機具といったものの面積や台数の把握ですけれども、これは経営規模との関係で、どのような所有状況かということで利活用を想定しております。また、土地面積、これは農業ですので、労働資本の中で土地の占めるウェイトは極めて高いものですので、当然ながら土地については調べるということです。

24ページです。これらのうち、青色申告を行っている方であれば、当然このようなものは整理されておりますが、そうでない経営体でも大丈夫なのか、記入できないのではないかということです。

これらにつきましては、まず事業収支につきましては、何らかの形で申告されているということですから、申告書の記載内容から転記できる形にしています。また、土地、農業機械、建物の所有状況は、経営者の方であれば把握されているということですので、特に記入困難とは考えておりません。

そのようなものを踏まえまして、25ページ、改善の余地ということです。基本的な事項です、特に過度に突っ込んだことは聞いていないわけですが、この点も、今回のこの事項も含めた見直し全般については、その実施状況も踏まえまして、2020年農林業センサスの結果を反映した次回の見直しの際、更に検討していきたいと考えているところです。

簡単ですが、以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえて、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。具体的な調査票は、ドッチファイルの方にあります。6ページ以降です。事業収支と固定資産等、結構詳しいことを調べていますけれど、十分回答できるということですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 そうですね。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 特に拡充して追加している項目は基本的にありませんので。

○河井部会長 それでは、1つだけ。前回との変更に関してというか、調査方法の変更に関してなのですが、前は現金出納帳を日報で記入する形だったものを年1回まとめて記入するよう変更するというのが今回の大きな変更だと思うのですが、何かそういう変更に対して対策というか、農林水産省として誤記入とか、あるいは断層が起こらないような工夫みたいなことはされているのでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 前回も申し上げたところもありますけれども、地方農政局の職員が実査を行っております。3年前から職員プラス調査員で実査を行っておりますけれども、今回の調査票の見直しに当たりまして、実際、現場で報告者に現金出納帳なり作業日誌で調査している職員の目から見て、この調査票で報告者の方に記入してもらうよう説明できるかという検討を、昨年1年間地方農政局と我々で行ってまいりました。そのような中で、この調査票であれば、報告者に記入してもらえるように説明できるということで、地方農政局と我々で一定のコンセンサスを取った上で、今回の見直しを行うこととさせていただいたということです。今回は大きな見直しですが、現場でやはり丁寧に報告者に出向きまして御説明しますとともに、先ほどの補助表もありますけれども、年に数回お伺いして記入状況も確認させていただきながら、1年間にわたる調査ですので、その進行管理を現場でしっかりやっていきたいと考えております。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、もう試験調査も行ったということですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 現場の職員が自分でこれを見て、報告者に説明することを想定したシミュレーションということです。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 付け加えますと、現行の調査におきましても、一部の報告者には青色申告決算書といったものを借りてきてまとめているという事例もあります。そのような事例も踏まえて、職員にも確認しながら、このようなことなら大丈夫であろうということを確認しています。

○小針専門委員 すみません、1点だけ確認させていただきたいのが、事業収支の整理についてです。総所得として農外所得は、これまでのようには調査しないという形になっていて、ここでいう事業所得というのは、全体としては農業経営を把握しようというときに、それ以外の不動産だとか農業以外の事業収入を把握して、どういう形で活用する想定なのか教えていただけますか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 今回、事業収支という形で、農業とそれ以外に当該経営体が営んでいる事業といった観点で収支を取りまとめて

いきましよう整理させていただいたところです。要は事業体としての活動として、事業としての活動でどういった経営が行われているのかといったことを合わせて捉えていってはどうかということです。ですから、他のところへ働きに出た勤務とかそのようなものについては、今回はオミットさせてもらいましたが、自らがやっている事業というものは捉えていこうという形で、今回は整理させてもらったところです。

○小針専門委員 つまり個人事業主として、その事業の中に含まれているものに関しては、個人経営体に記入いただくという整理になるということですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 はい。

○小針専門委員 つまり、例えば、その部門自体は法人化していて、そこは別会社になっていけば、それは把握しないでも良いという整理ですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 そうです。

○小針専門委員 農家で、個人で把握する場合。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 余りないでしょうから。

○小針専門委員 都市近郊であったりすれば、不動産収入などがかなりあるという人は多分いると思うのです。果たして、それを把握する必要があるのかどうなのかというのは、農外収入とか総所得を把握しないという整理との関連でどうなのでしょう。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 基本的に事業収支につきましては、今回資料にはお付けしていませんけれど、確定申告の書類のBという一番頭に出てくる用紙がありまして、そこに事業として農業と農業以外の収入と所得を記入するような形になっています。そこをもって、こちらの方に転記してもらおうと考えているところです。

○河井部会長 今のでよろしいですか。

○小針専門委員 今回はその整理で良いと思います。今行おうとしている農業経営の収支を把握するという目的に際して必要なのかどうなのかというのは、今後検討の中の1つの課題としては考えていった方が良いのかなと思います。今回ここで変えろということではありません。

○河井部会長 ありがとうございます。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 引き続き、そこは検討していきます。

○河井部会長 よろしくお願ひします。ほかに何かあれば、よろしいでしょうか。

それでは、本案につきましては、今後検討する課題としてはあるということですが、今回の調査事項で御了解いただいたという形で進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、次の論点に移らせていただきます。続きまして、審査メモ6ページの「(ウ)「生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入」等を把握する調査事項」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、前回資料3-1、審査メモの6ページですが、「(ウ)「生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入」等を把握する調査事項」についてです。

今回の変更計画では、農業経営体のフローを明らかにするため、農畜産物の品目別の生産量や販売数量・販売金額、農作業の受託収入、農業に関連して受け取った制度受取金や共済金及びその積立金・掛金、農業生産関連事業に係る収支状況等を把握する調査事項を再編・充実する計画です。

これらについては、施策ニーズ等への対応を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、調査結果の更なる利活用や報告者負担の軽減等の観点から、必要かつ適切なものになっているかなど、4つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料3-2の26ページから31ページまでです。26ページをお開きいただきたいと思います。この中で生産概況、農畜産物の収入につきましては、経営統計ですので、基本事項です。現行は、現金出納帳といったもので把握していたものについて、経営統計調査票という形で把握するものです。

26ページの2です。この制度受取金・積立金、ここは農業に特化した事項ですけれども、26ページから27ページにかけて、参考ということで制度受取金の種類を整理しています。現行、これが制度受取金の各種支払いです。「等」というのを付けておりませんので、これが現時点での支払を網羅しているものです。このうち、農業共済以外につきましては、制度の見直し、新設ということもございます。したがって、毎年、予算の要求状況を確認して、調査票に印刷して制度受取金の名前を入れるということで、お見せしております。今お諮りしております調査票には農業共済以外は空欄になっておりますけれども、これは制度変更によって名称変更あり得べしということで空白になっているもので、実際に報告者のところに行くときには、きちんと制度の名称を印刷した上で、調査票としてお配りするということです。

27ページの3のいわゆる農業生産関連事業収支として、私ども、6次産業化ということで、自らの農産物を直接そのまま市場なりで第三者に販売を任せるということはなく、自ら直接販売する、ないしは一定の付加価値を付けて所得の向上に努めるなど、6次産業化が重要視されています。このような取組を把握する必要があるということで、農業生産関連事業収支を項目として起こしているということです。

続きまして、28ページです。これら生産概況を始めとした記入項目につきましては、農林業センサスとの整合性ということです。28ページの回答1ですけれども、生産概況なり販売収入、ないし農作業の受託収入といったものについては、農林業センサスでも把握することになっていますので、整合性は確保しています。

また、作業受託なり作付面積、生産量といったものにつきましては、作業受託、いわゆる作業の出し入れといったものについては、現金出納帳で把握しておりましたし、作付面積、生産量といった生産のアウトラインについては経営台帳で個々に把握しておりましたが、今回は調査票ということで、その中で把握するような形にしております。農林業セン

サスと齟齬は生じておりません。

一方、農業生産関連事業、28 ページの 2 ですが、農林業センサスとの関係を整理しております。項目としてあります「小売業」、「海外への輸出」といったものは、農産物の直売という形で販売収入の中に入れておりますので、そのような面では事項としては整合性を図っておりますけれども、どこに計上するかという意味では、農林業センサスと若干違いはあります。2 の表で御覧いただいて、「農産物の加工」から「海外への輸出」までについては、把握する範囲は一緒です。一方、農林業センサスにつきましては、この「再生可能エネルギー」といったものの名前が取組内容として挙がっている訳ですし、また、「その他」というものもあります。そこの部分については、農林業センサスと整合性が一部図られていない部分があります。今回の論点を受けまして、再度内部で検討いたしまして、29 ページですが、申請案は、「農産加工」から「農家レストラン」までの 5 区分でしたが、今回、6 区分としまして「その他」ということで、1 から 5 に該当しない何らかの形で農業生産関連事業として行っている売上を、欄を設けて全体の農業生産関連事業計の数字がきちんと押さえられるように修正させていただきたいと考えております。

その関係で、また 28 ページに戻らせていただきますけれども、28 ページの 3 です。農業生産関連事業に取り組んでおられる経営体の割合というのは必ずしも多い訳ではありません。29 ページの上段に、2015 年農林業センサスベースですが、農業生産関連事業に取り組んでおられる経営体の割合ということで、全体で 3 万 5000 経営体程度、率にして 2.8% ということでかなり少ないです。その中で今回、農業生産関連事業について、表章、調査項目として整理した訳ですが、単純に平均してしまいますと 3% を切る数字ですから、恐らく全体の平均値で出してしまいますと、出現頻度が低い実態が出てこないだろうと思います。

したがって、今回、28 ページの 3 の第 2 パラグラフ、「このため」ということです。単純に平均しますと農業生産関連事業の数字は極めて低い数字が出てしまいますので、今回、営農類型別等の集計とは別に、農業生産関連事業に取り組んでいる経営体を対象として、別途集計した上で表章できないのかということも検討しているところです。そのようなことで、単純に平均して出してしまいますと、かなり薄まりますので、そうならないように農業生産関連事業に取り組んでいる経営体の取組内容が分かるような形で集計したいと考えています。

それと併せて、先ほど申し上げました区分について、「その他」という 1 項目を設けさせていただきたいということです。

30 ページ、論点 c です。これらについて、更なる改善の余地ということですが、今回は、農業生産関連事業の関係といった項目なども聞かせていただくということで、利活用の面では、かなりそういう意味では拡大するのではないかと考えております。また、調査事項の記入に当たりましては、決算書等から記入が可能になるような形で調査票のレイアウトの工夫をしていると考えております。したがって、現時点においては改善の必要はないと考えていると言い切っておりますけれども、この点、今回のこの事項も含めまして、今回の見直し全般については、2020 年農林業センサスの結果を反映した次回の見直し

のときにもう一度検討して、必要があれば見直していきたいと考えています。

最後、31 ページです。国民経済計算及び産業連関表等の推計に活用する際に支障がないかということですが、私どもの産業連関表ないし国民経済計算の担当のところには、今回の見直しについて相談しておりますので、特に問題はないと考えています。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。どうぞ。

○川崎委員 先ほどの 28 ページの下の 3 のところでの御説明を聞いていてなるほどと思ったのですが、これは私の理解が正しいかどうか確認の意味でお尋ねします。このような農業生産関連事業に取り組んでいる経営体の数が少ないので、その取り組んでいる経営体のみの平均値というのを公表するというのが御趣旨ですね。そうすると、もう一方で、今、農林業センサスで次のページに出ている表のように、これぐらいの数がという母集団の、2015 年時点で調査した経営体の数が分かる訳ですが、これは、この経営統計調査の方で公表されるときにも、こういう事業に取り組んでいる報告者数といいますか、標本の中での割合みたいなものもきちんと併せて公表されるという理解でよろしいでしょうか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 はい。

○川崎委員 そうですか、分かりました。

○河井部会長 ほかに何かありますか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません、1 点確認なのですが、農業共済の掛金は、確かに掛金や受取金は共済組合と個人の方の直接の関係になるので記入してもらわないといけないということになるのでしょうか、ここにあります各種の交付金というのは、農林水産省や地方公共団体の方で何らかのデータを持っておられて、それをもって記入に代えるみたいな、いわゆる行政記録情報の活用余地というのはないという御判断の下で記入していただくという整理になっているのでしょうか。念のために確認させてください。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 例えば、26 ページの表に「稲、畑作物関係」というのがありますが、この中に、例えば畑作物の直接支払、水田活用の直接支払というのがあります。この実務を担っておりますのは、地域農業再生協議会という市町村ないしは農協ごとに、その関係者、役場とか J A とかが集まって協議会を作っていただいて、そこが支払額とかを取りまとめております。支払は、私どもから振り込ませていただきますけれども、個人の支払った先の農家のお名前と金額というデータは再生協議会の方で整理されております。一方、これ以外の各種交付金全て把握できる体制になっていないので、制度受取金それぞれごとにお支払いしておりますので、結局、農家の方であそこからこんなものを受け取った、こういうものを受け取ったというのが一元化されている訳で、出している方はばらばらなものですから、いわゆる名寄せみたいなことをしない限りは代替できないかなということで、かなりの手間がかかると思っていますので、そこは受け取っている方に記入していただくという整理をしたところでは。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 農家の方は、いろいろなところからもらっているため、分けて記入できないというおそれはないのですか。今の御説明を聞いていると、確かに難しいのは分かりましたけれど、農家にも難しいような気がするのですが。

○小針専門委員 今の件でよろしいですか。

○河井部会長 はい。

○小針専門委員 その点でいうと、今、御説明いただいた形のそれぞれの交付金が幾ら支払っているのかというデータ自体は地方農政局には基本的にはあるはずですが、現実的には名寄せも難しいということもあり、それ自体を活用するということは難しいと思います。ただ、どういう書類を見て、どこに記入すればいいというのは、それぞれの制度交付金でもはっきりしているのです、何を見てくださいというのは、注記、補助的に工夫するというのも1つあるかと思っています。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 そうですね。ここに記載してあるものを全てもらっている方はいらっしゃる訳です。品目限定のものも多数あるので、制度受取金の数はこれだけありますけども、実際に受け取っているものとしては限られる訳です。その際、例えばこの交付金はこういう形で通知が行っていますよねと、そこを見てください、これについてはこういう名前で振込されているはずですので見てくださいと、交付金によって支払時期は大体決まっていますので、この時期にこういう名前で振り込まれておりますので、通帳のここを確認して記入していただきたいというようなことを、記入例なり、訪問したときにお話させていただくなり、迷わずに記入できるようにしたいと思っています。

○河井部会長 これは調査票には盛り込まないけれども、記入例のところ記載して指示していただくということで、是非よろしくお願いします。

ほかに何かございますか。

結構長い間やっていますので、少し休憩して、10分もないですか、9分ほど休憩して40分から開始ということで、それまでおトイレへ行かれたりとか、是非お休みください。

（ 休 憩 ）

○河井部会長 それでは、40分になりましたので再開したいと思います、先ほどの最後の論点は改善点とかこうしたらどうかという提案をしていただいたところで終わったのですが、ほかに何か問題がなければ。どうぞ、よろしくお願いします。

○岸本審議協力者 それでは1点、調査票を拝見すると、農業生産関連事業収支のところですが、調査票の中に「農産加工を行っている方のみ記入してください」ということで農産加工品の名称を記載していただく。2つまでというのが個人経営体調査票の方と法人経営体調査票の方に設けられています。私どもの会員に聞くと、作っている場合には2つということではなくて、もっと作っていたり、いろいろする訳です。先ほどの議論の中でも農産加工を行っているところの割合というのは、実はそれほど多くないということも御説明にあったところなのですが、これでわざわざ名称を記載してもらおうということはどういう形で利用するのでしょうか。余り利用の方向性が見えないのであれば、むしろ削るという

判断もあっても良いのかなと思ったものですから、そこは意見として聞いていただければと思います。

○河井部会長 いかがでしょう。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 ここは合計を知りたい訳ですので、その際に内訳を把握したいと考えています。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐(企画班) すみません。元々、農産加工でくくってしまうと、我々もこの加工の中にはどのようなものが入っているのかが見えないので、表章をこれごとにまとめるというよりは、このようなものを加工した人たちがいるという、表章の際に例示的なものとして出そうかということを考えています。そうでないと、営農によっても、また作っているものが違うと思いますし、これを使って何か分析というよりは、このようなものが含まれているという意味として、どうしても出現率が低いものなので、どういったものが含まれているかによって、かなり結果は変わる部分があるのかなという意味です。

○岸本審議協力者 そうすると、もう1つ確認ですけど、これはOEMで生産してもらったのを売るというのもここに数字が入って、農産加工の収入金額の方にはそのようなものも入ってくるということですよ。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐(企画班) そうなります。6次産業化総合調査と同じような扱いになってきます。

○岸本審議協力者 そうですね、同じ扱いですね。細かい話は、多分、6次産業化総合調査の方でかなりしっかりやられていると思うので、あえて記入してもらうにすれば少し欄も少ないしどうかと感じたものですから、それなりに理由があるということでしたら、問題ないかと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかに、どうぞ。

○小針専門委員 あとの生産費調査のところにも関連するのですが、ここの法人経営体用調査票の16、17ページの10の「農作業受託収入等」のところなのですが、ここにも作業受託の面積を記入してくださいというのが、2番のところにあります、こちらの注書きにも、乾燥・調製だとか、育苗のところは換算面積というのを入れておかないと、こちらにも必要になるかと思しますので、よろしく願いいたします。すみません、きちんと説明した方が良いですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 いや、分かりました。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 水田作の場合、田植えをするときに農家は苗を買ってきて、一定期間大きくして、それで田植機にかける訳ですが、そのような場合に、育苗ハウスの面積ではなくて、それを移植した水田ベースでないとだめなのではないのかという御趣旨でしょうか。

○小針専門委員 そうなのです。乾燥・調製のところは、基本的に、例えば60キロ頼まりました、60キロだけ頼むということはないと思うのですが、基本は収穫量で作業を委託すると思いますが、単収で面積換算することもできなくはないかと思います。

。ここの作業受託の育苗はどちらなのかというのは、どういう委託なのかを整理してここ

に記載した方が良いと思いますので、よろしく申し上げます。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 混乱のないように整理させていただきます。

○河井部会長 それは、調査員に指示するという形でということですか。あるいは、調査票に注を記入するということですか。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） 多分、面積で分かりづらいという御指摘だと思います。注書き、今青字でも記載してはありますけれども、一律で同じ面積に見えるということだと思いますので、整理させていただければと思います。

○河井部会長 分かりました。それでは、そこはまた次回部会に。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい、修正したものを提示したいと思います。

○河井部会長 修正したものを提示していただくという形でよろしいですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい。

○河井部会長 ほかに何かありますか。

もし何か後で気付かれたら、事務局の方に御連絡いただければと思いますが、今の段階では、先ほど御指摘していただいた点を修正した提案をまた次回出していただくという形で、次に進めさせていただきたいと思います。それ以外はオーケーということで、承認されたということでよろしくお願いたします。

それでは、次の論点に移らせていただきます。審査メモ7ページから8ページの「(エ)「労働の概要」、「給与の概要」を把握する調査事項」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、前回資料3-1の審査メモ7ページです。「(エ)「労働の概要」、「給与の状況」を把握する調査事項」についてです。

今回の変更計画では、農業経営体の投入労働力の概要を明らかにするため、個人経営体及び法人経営体における事業従事者の労働状況、また、法人経営体における雇用形態別・男女別の給与支給額及び有給役員の男女別平均年齢を把握する調査事項を新設・再編する計画です。

これらについては、施策ニーズ等への対応を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、調査結果の更なる利活用や報告者負担の軽減等の観点から、必要かつ適切なものとなっているかどうかなど、5つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料3-2の32ページから36ページが該当いたします。まず32ページです。労働につきましては、経営に投入した労働力の実態を男女別・平均年齢階層別に把握するものです。それは基本的な考え方ですが、1の①の3パラグラフ目、「このため」の部分、今回新たに調査させていた

だきたいという、いわゆる新設の部分です。ここは主に野菜・果樹につきまして、作業工程別に労働時間を把握するものです。野菜・果樹につきましては、生産費調査の対象になっておりませんので、なかなかその作業別の労働時間を把握するツールがないという実態があります。このような中で、政策部局の方から、今後、省力化、低コスト化といった施策を検討する際に、どこにポイントがあるのかということ把握しなければいけないという一方で、生産費調査を新たに設けるといことはなかなか困難ですので、この経営統計調査の労働時間の把握の中で、作業工程別の労働時間の把握をしたいと考えています。

これについては、調査票に直接記入できる経営体であれば、年間のものを記入していただければ結構ですが、日々の労働を必ずしも記録していないという報告者にあっては、議論にもなっております補助表なども活用いただいで記入していただくことを考えているものです。

32 ページの2です。給与です。これまでも雇用労働に対します支給額につきましては、雇用労賃ないし労務費といった調査項目の中で把握しておりました。見直し後におきましても同様です。

今回、見直しにおきまして、新たに「給与の状況」という項目を新設しておりますが、これは農業以外を含めた経営体全体の給与総額と支給状況といったものをお聞きするというものです。これは農村部におけます就業機会の確保といったことを考えたときに、事業体全体の状況を把握したいということで、農業以外の事業も含めた給与の水準といったものを把握させていただきたいと考えているものです。これは、法人経営に限りということ

です。

33 ページですけれども、これらの項目につきましては、労務管理をされているところであれば、当然記入できるものですし、そうでない経営体におきましては、繰り返しになりますが、補助表といったものを活用していただくということを想定しているところです。

34 ページです。給与の状況を法人経営体のみ把握する理由ですけれども、基本的に、雇用を中心とした労働体系を採っておりますのは、組織法人を中心とした法人経営体であろうと考えております。今回把握いたしますのも農村部における雇用の担い手として経営体と考えたときに、農業以外の事業も含めて全体の水準を把握したいということで調査項目として加えたということです。個人経営体につきましては、一部雇用労賃というものはあるかと思えますけれども、その部分については、損益計算書の経費の中で雇人費として把握しておりますので、統計としては、それで十分ではないかと考えているところです。

35 ページです。ここにつきましても、繰り返しになりますが、今回の実施状況を踏まえまして、次回の農林業センサス結果を反映した見直しに合わせて、必要に応じて修正・検討してまいりたいと考えているところです。

36 ページです。産業連関表、国民経済計算との関係ですけれども、これにつきましても、当省の産業連関表の担当と調整して、今回見直し案を策定しているところですので、特に支障は生じないのではないかと考えております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえて、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。

○川崎委員 32 ページの説明に関連してお尋ねします。1 の①のところのアンダーライン部分はなるほどと思いながら拝見したのですが、要はいろいろな栽培技術の進展、機械化等による省力化は、確かに分析していく価値があるなど思うのです。さはさりながら、労働時間数がある、それからこれだけいろいろな調査事項がある、果たしてその栽培技術の進展あるいは機械化といったような省力化の説明変数になるようなものが、この調査票の中にどれだけあるのだろうか。機械は多分あるような気がするのですが、栽培技術というのは、この調査票の中にあるのだろうかというのを、私はよく頭に入っていないので、こういう分析が本当に可能なのかということについて教えていただきたい。

そして、その場合には、集計表でこの分析ができるのでしょうか、それともマイクロデータに落として何か分析していくような感じになるのでしょうか。どんなことをここで想定されているのか、少し教えていただけたらと思います。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 これは品目によってそれぞれ状況は違うと思いますけれども、例えば、果樹において収穫労働時間が多いという実態があれば、その収穫労働時間を短縮するために、収穫ロボットの開発ですとか、今、一部柑橘ではアシストスーツみたいな形で補助パワーを背負って収穫をアシストするような技術も実際導入されております。これは収穫作業が多いということで、それを削減するにはどうしたら良いかということで施策として検討するもので、現状の作業別労働時間が必ずしも把握できていないものですから、どこの部分に焦点を当てて省力化なり施策を検討したら良いかという、その検討の着眼点をこの調査で得ようというものです。

○川崎委員 その省力化のこれを行ったから、これだけ省力化の効果があるというのを分析していくということに使われるということではなくて、これからの狙い目はどこかというのを見ていくということですね、分かりました。

○河井部会長 ほかにいかがでしょうか。

私から質問していいですか。テレビとかでドローンを使った農業の活用例とかよく見るのですが、そういうのは、あくまでニュースになるだけで実際には余り使われていないと、それで調査項目にも出ていない。今後は出てくるとかというのはあるのですか。先ほどの川崎委員の質問に関連して新しい技術のお話を。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 新しい技術がどんな技術なのかということについては、もし補足していただければ。

○岸本審議協力者 よろしいですか、お答えしてしまつて。

すみません、ドローンを使った営農というのを、私どもの会員では先進的に取り組んでいる事例があります。どんな場面で使うかということ、個人経営体票の17 ページに作業別区分の時間数を記入する欄ができていると思うのですが、ここでドローンがどこで使えるかということですが、例えば、1 つには播種です。米の場合には直播といって、直接田んぼの中に種を植える、落とし込む、ばらまくというところで使えますし、また、防除、農薬を撒いたりとか、除草のための薬剤を撒いたりというような作業ですとか、やはり同じドローンでも、使いどころがそれぞれ違ってくるのです。これを人間の手で行っ

ていると、どれだけの時間数が掛かるかというのは、おおよそこういうところで数字が見えてくる中で、ドローンに置き換えたら、どれほど簡略化されるのかということが、多分、一目瞭然に数字の上で見えてくるだろうと思っています。

そのように、実は、技術って、これらの作業項目自体はおおよそ変わらないのですが、この中で技術が入ることによって、どれだけ時間数が変わるのか、今、着眼点としては、どこに着眼すれば良いのかというのが求められていますので、非常に今はまさにこういうものを設問するというのは時代に求められているのではないかなと考えております。

○河井部会長 新しい技術が導入されると今おっしゃったところが減少して、生産性が増加しているというのが一目で分かると。

○岸本審議協力者 はい。

○河井部会長 ありがとうございます。

○川崎委員 すみません。そうすると、例えば、9ページの「主要農業固定資産の状況」の中にドローンなどが入るのかとも思ったりするのですが、そういうことまではしなくても、まだそれは発生数が少ないからということなののでしょうか。この辺に今のような省力化の機械みたいなものを入れることで、そういう分析がより効果が測れるみたいなことってないのかなと、今のお話を聞きながら思ったのですが、いかがでしょうか。少し乱暴過ぎますか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 いえ、今、川崎委員がおっしゃったように、今後それがどんどん普及が進めば、当然そのような項目もここに入れ込む必要があろうかと思えますけども、まだ現時点におきまして、そこまでの数字にはないのかなと思えます。ですから、今後、そのような普及の状況とか、いろいろな工業界とかのデータもありますので、そのようなものを見ながら検討してまいりたいと考えます。

○河井部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小針専門委員 今の点も含めて、全体的にお願いしたいと思っているのは、詳細の項目で、どういうものが必要なのか、ここはやはり聞き取ってみたいけれども回答は難しいということの精査はしていただいた方が良いという気はします。少し労働のことで外れるのですが、1年間の生産量と販売量は、収穫時期と決算期の分け方でずれるということが考えられます。調査実施者が想定している数字の取り方と、実際に農業者が回答した数字が少しずれているみたいなことが多分出てきて、今の作業別のところに関しても、当初はこのような調査項目にしてみたけれども、やはり別の形で把握した方が、その目的に合う回答が得られるというのが恐らく出てくると思うので、そこは検討していただければと思います。

○河井部会長 それは難しいですね。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 実際調査している中で、修正が必要な部分は出てくるだろうと思います。

○河井部会長 それは調査期間を変えるということで対応するということですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 調査期間を変え

るというか、聞き方を工夫するという事です。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） 聞き方の問題だと思っています。今おっしゃった点については、すみません。例えば、お米などもそうですけれど、売っている時期と把握する時期が違うとか、今回は聞きやすい形で整理させていただきましたけれども、当然、今回初めて調査票化していますので、今後整理させていただきたいと思っております。

○河井部会長 いかがですか。おおむね問題なしということでよろしいでしょうか。

それでは、御了承いただいたということで、次の論点に移らせていただきます。

次は、審査メモ9ページと10ページの生産費調査票関係の「(ア) 経営概況を把握する対策事項」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 前回資料3-1の9ページ、ここからは、生産費調査の調査票関係の調査事項になります。「(ア) 経営状況（経営土地、世帯員（構成員）数と農業就業者（構成農家）数等、認定農業者の状況）を把握する調査事項」についてです。

今回の変更計画では、農畜産物を生産する農業経営体の経営概況を明らかにするため、全ての生産費調査票において、経営耕地面積、世帯員及び農業就業者等の人数、認定農業者の有無を把握する調査事項を再編する計画です。

これらにつきましては、施策ニーズ等への対応を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、調査結果の更なる利活用や報告者負担の軽減等の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、4つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料3-2の37ページから41ページまでです。ここからは、経営統計調査から生産費調査に入ります。

まず37ページから38ページですが、田・畑、世帯員、就業者、これは基本的な外形要因ですので、引き続き把握してまいりたいと考えております。

38ページの「③認定農業者」につきましては、施策目標の中で担い手のコスト削減というのがあります。引き続き、ここについてはチェックさせていただくことにしたいと考えております。

39ページは、特に大丈夫だと思っております。

40ページです。経営耕地の分類は経営統計調査票と表側が合っていないという論点です。ここは形式的な修正ということですが、40ページのとおり修正させていただきたいということです。

41ページです。この範囲において改善する余地はないかということですが、ここも含めまして、次回の見直しに際して必要な修正は検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

これが審査の対象にしているのは、個別経営体と組織法人経営体をとともに今チェックしている訳ですね。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 そうだと理解しています。37 ページのところにあります論点を引っ張ってきているところについては、例示として、米生産費調査の個別経営体用がありますが、生産費調査全体が論点だと理解しています。

○河井部会長 農畜産物の品目によっても違うし、個別経営体と組織法人経営体とも違うので、全部見るのは結構大変ですね。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい。

○河井部会長 ただ全部同じようなパターンですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 同じとなっております。

○河井部会長 ということでですね。

何か問題ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、御了承いただいたという形で進ませていただきます。もし何か後でお気付きになったことがありましたら、また御指摘いただければと思います。

それでは、先に進ませていただきまして、今度は、審査メモの 11 ページです。論点の回答の 42 ページに当たりますけども、「経営概況を把握する調査事項」について、事務局からの説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ 11 ページ、「(イ)経営概況を把握する調査事項」、具体的には直近 5 年の 10 アール当たりの収量、農産物の品種別作付面積等になりますが、これを把握する調査事項についてです。

今回の変更計画では、農産物を生産する農業経営体の経営概況を明らかにするため、農産物に係る全ての生産費調査票において、5 年間の各年における農産物の 10 アール当たりの収量、農産物の生産における作業の委託状況、農産物の品種別作付面積、制度受取金等の状況を把握する調査事項を新設・再編する計画です。

これらについては、施策ニーズ等への対応を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、調査結果の更なる利活用や報告者負担の軽減等の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、5 つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料 3-2 の 42 ページから 47 ページです。まず 43 ページの部分です。10 アール当たり収量を 5 年間記入していただくということですが、生産費調査につきましては、災害の影響を極力排除

するような形で、正常な状態での経営状況ということで集計しております。

異常な生産状態の判断基準といたしまして、過去5年間の10アール当たり収量、いわゆる単収のうち最高、最低を除いた3年間平均、我々は略して5中3平均と言っていますが、この5中3平均に対して、プラスマイナスの変動量で影響を判断しております。具体的には、米につきましては、5中3の平均収量のプラスマイナス20%を超える報告者については集計から除外しております。畑作につきましては、プラスマイナス70%ということで集計から除外する基準を設けております。その判断となる数字ですので、10アール当たり収量は引き続き必要ということです。

43 ページの「②品種別作付面積」ですけれども、品種によりまして10アール当たりの収量ももちろん違いますし、投入されます肥料・農薬の量、労働時間といったものが変わっております。また、作付けから収穫までの時期が品種によって違いますので、特に規模拡大する場合には、労働時期のピークをずらすということで、複数の品種でもって作業の平準化が図られるのが一般的です。このようなことを踏まえまして、品種別作付面積については、政策担当部局からの要望もあり、引き続き把握させていただくということです。

受委託の関係ですけれども、委託料については生産費の費目である賃借料及び料金ですので、この料金の状況を検討するために面積を把握するということです。

43 ページの「④制度受取金」ですけれども、経営所得安定対策を始めとした交付金について把握し、いわゆる農産物の販売だけの収益性に加えまして、このような下支え機能を持ちます交付金を加えた収益性を別途公表するというをしておりますので、引き続き必要な項目です。

43 ページの上の方で、農業共済以外で空欄になっておりますのは、先ほどの営農類型別経営統計と同様でございまして、制度の見直しによって交付金の名称が変わりますので、実際にはあらかじめ当年の交付金の名称をプレプリントした上で、調査票としてお配りさせていただくというものです。

44 ページですけれども、これは、この事項につきましても基本的な事項ですので、特に記入困難なものはないと考えております。

45 ページですけれども、今回、10アール当たり平年収量の直近5年間の各年の収量を記入していただくことにつきましては、これまでは聞き取りで把握させていただいていた訳ですけれども、今回は調査票方式にしましたので、5年分について記入していただくということです。継続されている報告者につきましては、過去4年分の単収をあらかじめ印刷した上で、当該年だけ記入していただくような形で負担の軽減を図りたいと考えています。

46 ページです。物によりまして交付金が直接交付金として別に区分できる形で支払われているものもあれば、46 ページの2ですけれども、原料用かんしょ、でん粉向けですが、あとはさとうきび、粗糖を作る原料ですが、これは原料の代金の中に含まれておりまして分離できないということです。このため、原料用かんしょ、さとうきびについては、そもそも販売金額の中に、このような交付金が入っているという状況です。そういうこともございまして、原料用かんしょ、さとうきび以外につきましては、販売金額の外に交付金がありますので、販売金額の収益性に加えまして、このような各種交付金を加えた場合の収

益性を公表しております。引き続き、このような形で表章を考えておりますので、利活用上の問題は特に生じないのではないかと考えております。

最後、47 ページですが、引き続き見直しについては検討していきたいと考えております。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 すみません、1点追加です。42 ページのところ育苗の面積、これは、先ほど小針専門委員から営農類型別経営統計の審議のところで、きちんと分かるように注書きを工夫するよということ、検討しますと申し上げました。同様にこちらにつきましても、修正した上で、次回提出させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○河井部会長 分かりました。

その点以外で何かございますか。

○小針専門委員 すみません、細かい点なのですが1点。食用米の定義のところ、この書きぶりであれば、備蓄米も食用米のところに明記して入れた方が良いのではないかなと思います。細かい定義のことで恐縮ですが。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 分かりました。主食用米として出荷した後に落札されて備蓄米として買い上げられる制度がありますので、あくまでも主食用米として。

○小針専門委員 実際に報告者が把握する場合には、加工用米、米粉用米という形であれば、多分、備蓄と主食は別という認識に多分なると思うので、そこも含めてということが明記されている方が記入しやすいと私はそう思います。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 そこも含めて修正します。

○河井部会長 それでは、備蓄米を含むという形で。

○小針専門委員 そうです。この42 ページのところの右で青い丸で記載してあるところに1つ加えれば。

○河井部会長 それでは、それも併せて、次回、同じページなので例示していただければと思います。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい。

○河井部会長 ほかに何かございますか。

もし問題がなければ、今の修正意見が出たところは、次回修正案を出していただくということでお願いするとして、それ以外の点については、認めるという形で進めたいと思います。

それでは、次の論点です。だんだん疲れてきましたけれども、まだありますね。まだ審議できますので、もう少し進めたいと思います。

それでは、次は、審査メモ13ページの「(ウ) 経営概況を把握する調査事項」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ 13 ページの「(ウ) 経営概況（「稲作主体の経営」、「栽培型別面積」等）を把握する調査事項」についてです。

今回の変更計画では、米を生産する農業経営体の経営概況を明らかにするため、米生産費調査票において、食用米の移植・直まき別の作付面積、飼料用米の作付面積等、食用米を作付けした田の団地数、ほ場間の距離等を把握する事項を、さらに、組織法人経営体用の米生産費統計調査票では、稲作主体の経営か否か、飼料用米生産に係る費用・労働時間を把握する調査事項を新設・再編する計画です。

これらについては、施策ニーズ等への対応を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、調査結果の更なる利活用や報告者負担の軽減の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、6つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございました。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料3-2の48ページから56ページが該当部分です。50ページ、51ページをお開きいただきたいと思えます。まず51ページの①です。稲作主体の経営か否か、これは米生産費のみを把握するものですが、これは、ここにありますとおり、施策目標の中で、稲作主体の組織法人経営体の米生産費結果が利用されておりますので、引き続き、この項目を置かせていただいております。

②の移植・直まき、いわゆる米であれば田植えをするのか、直接もみをまくのかということですが、これは、育苗作業をするのか否か、田植え作業をするのか否かというところで労働時間に大きな差がありますので、このような項目が必要です。

③です。この米生産費調査は、食用米の生産コストを明らかにするものですが、一方、米生産の中で飼料用米というのも重要な品目としてあります。基本、食用米と同じ農機具を使うということがありますので、食用米生産のための負担割合が正しく把握されているのかどうかということを検証するため、飼料用米の作付面積を記入いただくということです。

51ページの④から⑥、田の整備状況ですとか、ほ場間の距離。これは、前回答申の指摘事項でもありますが、前回から把握することになった事項ですので、引き続き調査項目として入れてございます。

51ページの⑦、51ページの最後の部分です。てんさい及びさとうきびは、作型により、生産コスト、労働時間が違ってまいります。てんさいも米と同じようにポット苗というものを移植する場合と、種を直接まくやり方がございます。それによりまして、労働時間が変わってまいります。さとうきびにも3つの作型がございまして、それぞれ労働時間、収量も変わってまいります。そういった関係でそれぞれ聞かせていただいているということです。

52ページです。これらは、直接生産に関わる基本事項ですので、特に記入困難な事項はないのではないかと思います。

53 ページの稲作主体か否かにつきましては、稲作主体の組織法人経営体の米生産費を施策目標に使っておりますので、組織法人経営体のみですが、引き続きこれを把握するという事です。

54 ページです。飼料用米の作付面積等を個別経営体で詳細に把握する理由等ということですが、これにつきましては、50 ページのところに飼料用米の費用と労働時間についての調査事項は付けておりますけれども、前回の見直しの際、何らかの形で飼料用米の生産費も把握できるのではないかという指摘がありましたし、また、行政担当部局からも飼料用米の生産コストを把握していただきたいということでした。食用米の生産費をベースに、それに幾ら掛かり増しがあるのか、ないしは掛かり減りがあるのかという形で、食用米の生産費はきちんと把握しておりますので、それにプラスマイナスが、どの費目、どの作業であるのかということ把握するという事で、調査票に組み込むということを考えているということです。

55 ページ、米、てんさい及びさとうきびについてのみ、移植・直まき別の作付面積を把握する理由。これは繰り返しになりますが、移植するのか、種をまくのかということで、米、てんさいでは、生産コスト、作業労働時間といったものが変わってまいります、ということで必要になります。さとうきびにつきましては、株出し・春植え・夏植えという3パターンの栽培形態がありますので、それぞれごとに単収も労働時間も異なりますので、栽培形態別に把握させていただくということです。

最後、56 ページですが、引き続き不断の見直しをしてまいります。2020 年農林業センサス等の節目、節目に応じて、その検討結果を反映し、また諮問という形で御意見をいただくことになろうかと思っております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

○小針専門委員 すみません、1点よろしいですか。

○河井部会長 はい。

○小針専門委員 今回ここで見直してくださいとか整理してくださいということではなく、今後の課題として1つ考えていただきたいことがあります。この生産費調査は、元々、政策として新規需要米等々がはっきりと出る前に始まった調査で、ずっとその調査が継続しているという流れの中で、食用米の生産費に付随して飼料用米のコストを把握するという構造になっていると思うのです。その形で食用米のコストとして出す、把握するべきものと、例えば、ほ場間の距離というものを食用米に限定して記入するというのは、とても難しい部分があるのではないかなとも考えられます。このため、今回は、まずこれでトライアルをするということであれば、それは実施してみるという形で良いと思うのですけれども、実際の経営者の立場として、ほ場が繋がっているからコストが下がるというのは、食用米も飼料用米も関係ないという部分があるので、その意味で、このほ場間の距離であったりというのは、食用米に限定する必要はないのではないかなとも考えられます。食用米と飼料用米を分ける必要のあるものと、分けずに把握した方が経営の実態を把握できるも

のとあると思うので、そこは整理して考えていただいた方が良いと思います。記入者側が、そうであれば、米の作付面積で、それぞれのほ場枚数がどれだけということを入力すればここは良いということになって、恐らくそれで指標としては使えるはずなので、その整理はしていただいた方が良いでしょう。それが、今回の時点で見直すべきなのか、次回の検討事項なのかというのは、またそれは御判断いただければと思いますが、よろしく願います。

○河井部会長 いかがでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 このほ場間の距離につきましては、前回見直しのときに調査項目ということで追加になったものです。そもそもこちらの結果はまだ出ていないところもあります。作付けを考えたときに、飼料用米も含めて、ここは考えても良いのではないかという御意見でした。現在では食用米ということで考えていますが、そういったことも含めて、どういう結果になるのかということを見させていただいて、2020年農林業センサスを踏まえた見直しのときには、また検討結果をお示しできるように頑張って検討したいと思います。

○小針専門委員 願います。

○河井部会長 ほかに何か。どうぞ。

○川崎委員 多分、この飼料用米の把握の仕方ということで、生産費の把握というので良いのだらうと思うのですが、私はこの調査票の該当ページをじっと見ながら、最後どういう結果表にどういう数字が出てくるのかなというイメージを描けないで困っているので、そこをもう少し教えていただけないでしょうか。

というのは、どこを見ているかといいますと、米生産費の調査票の16ページ、ここが今の飼料用米のところですね。飼料用米の費用は、食用米を100とした場合の費用、相対的な費用を聞いているということになりますので、そうすると、結果表上は食用米の費用に何かこのパーセントを掛けたものを費用として推計したものが結果表として出されるというイメージなのですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい、そういうことを考えています。

○川崎委員 なるほど。だから相当加工した数字なのですね。分かりました。それは、1件1件、1調査対象ごとに、この比率を掛けて集計するというイメージなのですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい。

○川崎委員 分かりました。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 飼料用米は米生産している全部の報告者が必ずしも取り組んでいる訳ではありませんので。

○川崎委員 なるほど。結構複雑な集計をされるのですね。分かりました。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 そこは我々の方で行う作業になります。

○川崎委員 分かりました。

○河井部会長 私からも質問していいですか。先ほどのほ場間の距離に関連するのですけ

れども、1つのお米を作る農家が複数の品種を一緒に作る時に、隣接するようなところで飼料用米と食用米を作ったりするのでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 飼料用米につきましては、主食用米と同じ品種で用途だけを飼料用、主食とするケースもありますし、単収700キロとか800キロの専用品種で栽培する場合があります。主食用米を用途区分だけで飼料用、主食ということであれば、別に近接したほ場でも構いませんけれども、専用品種になります。基本的に、収穫時期も異なってまいりますし、施肥ですとか防除も変わってまいりますので、そこは隔てるというよりも、分けてきちんと管理するという事だろうと思います。

○河井部会長 なるほど。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 大体はまとめて飼料用米は飼料用米のエリアということで栽培するような形にしないと、コンタミになってしまう。

○河井部会長 そうですね、劣化してしまいますものね。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいですか。

○河井部会長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません、1点確認なのですが、飼料用米生産の違いが生じる主な要因のところ、今はフリー記入するようになっていきますけれど、例えば、要因というのは、育苗、種苗費だとかでほぼ決まったものがあるのだったら、選択肢をある程度示した方が記入される方も答えやすいし、集計する方も集計しやすいような気がするのです。フリー記入にしておくと、何も記入してくれないみたいな。それとも、調査票を回収される時に、それは聞いて記入するという事なのですか。その辺がよく分からないのですが。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 施策部局とも相談させていただいて、代表的な相違の要因を整理した上で、記入例の中に考えられる要因ということでお示しするようにしたいと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それは、記入の仕方か何かに、そういう例示を入れるということですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい。ただ、あくまでそれは例示的に考えられる要因ですので、個々の報告者によって特別な事情がある場合も想定されるため、そういったものも含めて記入していただけるようにしたいと思います。

○河井部会長 私からも関連する質問ですが、飼料用米と食用米って、コストに格段に差が出てくる理由としては、何が一番大きいのですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 これは物材費と労働費がそれぞれ記載してありますけれども、物材費であれば肥料をどれくらい投入するのか、防除をどの程度やるのかというところが変わってくると思いますし、労働時間につ

いては、それに伴う防除ですとか追肥といったところが変わってくるのではないかと考えております。

○河井部会長 それでも、飼料用米で収量をたくさんにするためには、普通では使わないほど肥料を投入するとか、そういう形ではないのですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 まず、春に元肥というものをきちんと行って草をしっかりさせる。最後刈り取る1カ月ぐらい前に追肥を行って、今度は実をたくさん充実させるというところですね。考え方としては、米を作るというよりも餌を作るといふことだと思います。ただ、それはあくまで専用品種の場合ですので、主食用米を用途別に主食と餌に分けているだけの取組の場合には、基本一緒ではないかなと思っています。どういうものを作付するかによって、多分変わってくるのだと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。すみません、そういう基本的なことを分かっていないので。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 いえ、とんでもございません。ただ、これもやってみないことには、きちんとそうなるかどうかというのは今後確認します。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○小針専門委員 すみません、確認ですが、これは割合で出すのは、増えて120になることもあり得るといふ形で、これは想定されて記載しているということで、その「あり」「なし」といふのは、労働は減るけれども、資材は増えるという可能性は多分あると思うので、そこは「ある」「なし」といふのは、つまり「なし」であれば割合は100%になるということでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 100%です。

○小針専門委員 「あり」となれば120%になるなり、90%になるなり、70%になるということなのですね。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 掛かり増し、ないしは掛かり減りということでしょうか。

○小針専門委員 先ほどから議論になっている食用米か飼料用米かといふのは、現実的には難しいところが結構多くて、例えば、作業別労働時間の3番の「食用米の田植、収穫期間」のところに関しても、これは食用米に限定されていますが、区分によっては判別が難しかったりもするので、やはりその形で分けるべきものと、全てトータルで聞くべきものの精査をお願いしたいと思います。多分、記入する方が混乱しかねない部分があると思いますので、よろしくお願ひします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 そこは実際に記入していただいて、もし不都合があれば、見直すべき時期に見直したいと思っています。

○河井部会長 例えば、今御指摘があった点は、「食用米の」と記載してあるのですが、これでもまだ混同する可能性があるということですか。

○小針専門委員 そうではなく、田植えの開始と終了を、タイミングによって、収穫の時期を変えるということが想定されます。つまり、飼料用米を時期的に遅らせるので、田植えでは最後まで飼料用米を残すという選択肢で行っているところもあれば、飼料用米の場合は、そんなに品質は問わないので、間に入れて刈ってしまうというケースもあって、食用米のタイミングをこの形で開始・終了というのを把握するのが良いのか、全体で把握するのが良いのか、その辺りは、分けるべきものと、一緒に捉えるべきものがあると思います。

というのは、なぜかという、ここで把握したい作期分散であったり、先ほどあった品種を変える、それに合わせて作期を変えるということは、品種だけではなくて、そういう収穫する用途によって、いつ刈り取りできるのかということも含めて、全体のコストを下げているというのが現実なのです。そこを踏まえる上では、作期であるとか、そういうものは全体で把握した上で、費目的に食用に限定しなければいけないものは食用に限定するという形をとらないと、ここで目的としているコストが全体で下がっているかどうかということ把握するための数字になりにくいということがあるかと思います。

○河井部会長 なるほど。だとしたら、飼料用米と食用米を混ぜて作っているようなところは、これが食用米と指定してしまうと良くないということですね。

○小針専門委員 例えば費用であれば、大体それにかかって何割ぐらい落ちているかなというのは、掛け目はこれぐらいかな、肥料をこれぐらい多く入れているねとか、実際の労働は、例えば防除の回数が減っているから、その分というように割合で、雰囲気が出てくると思います。しかしながら、ここで言っているような作期分散してコストを下げようみたいな話になると、食用と飼料用というものを分けてということではなくて、経営全体としてコストを下げている取組という形になる。全体としてコストを下げていることが、食用米のコスト削減にも繋がっているという論理になるので。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 分かりました。今回、生産費自身が食用米の生産コストということでしたので、従来から食用米の田植えの時期、刈取りの時期を把握してきました。飼料用米も、経営する農家ないしはエリアによってどういう品種を入れているかというのはかなり違うケースがありまして、東日本ですとか東北といったところと、西日本、例えば九州のようなところでは違いがあります。まず、食用米の田植え、収穫の時期を引き続き把握していきたいと思いますが、食用米だけの品種構成ではなくて、飼料用米も含めた全体の経営の中で、それが生産コストにどう跳ねているのか、どういう聞き方が良いのかというのは、まだ品種構成も動いている部分がありますので、飼料用米も含めた収穫時期について今回の見直しで整理できるかということ、今回は食用米ということで整理させていただきたいと思います。また、飼料用米も含めた把握の仕方については、宿題としていただいて、次回の見直しのときには、そこも含めてこういう把握の仕方全体のコストも見えるような形で、全体で把握するようにしますとか、あるいは、引き続き食用米と飼料用米とを分けて把握するとか、そこはそう簡単に結論が出ないところですので、次回の課題として承らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○河井部会長 次回の宿題ということによろしいですか。

○小針専門委員 今回の見直しは、まず生産費調査と経営統計調査で調査票を分けて作るというところからスタートしていると思います。まず、この形で御検討されるということであれば、それでスタートしてみて、そこの中の課題としてという形で御検討いただければと思います。

ただ、全体として、もともと飼料用米であるとか、加工用米であるとか、主食用米という区分自体を、生産費という形で捉えるときに、それをベースにするべきかどうかということも、段階を踏んだ議論のときには考えるべきものではないかなと思います。作物としての米を作るということであれば、全部トータルで捉えてもいい。その中でどういう用途にするのかというのは、それぞれの経営者の経営判断になるので、実はそういうものの違いによって、経営がどう違うのかというのは、ある意味、経営統計調査の方で把握すべきものであって、生産費として把握すべきことは何なのかというのは検討しないと思います。戦略作物という区分がいつまで続くのか。今は農政の中で戦略作物として主食用米とそれ以外の用途米がこういう区分になっていると思いますが、いずれそれも本来はなくす方向という部分もあると思うので、それも含めて農産物を作るための生産費をどう把握するかというのは、1つの検討課題にさせていただければと思います。今回ここで見直せということではありません。

○河井部会長 ありがとうございます。農政に関わる重要な御指摘なので、そういうことを考えていただかないと使い物にならないというか、せっかく調べても何を調べているかわからないものになってしまいますので、是非その点は考慮していただくよう、お願いします。

○小針専門委員 それが記入する側にとっての忌避感であるとか、そういうものがない方が確実に記入してもらえるとということになり、回収率の向上にも多分繋がると思います。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 分かりました。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、今の御指摘いただいた点は、次の調査での宿題というか課題ということで、今回は、これで了承されたという形で進めさせていただきたいと思います。

あと1つぐらいはできますかね。もう少しだけ進ませていただきます。次は、審査メモ17ページの「(エ) 生産物の販売等の状況を把握する調査事項」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ17ページ、「(エ) 生産物の販売等の状況(「農産物の販売状況等」、「対象農産物以外の販売状況等」)を把握する調査事項」についてです。

今回の変更計画では、農産物を生産する農業経営体における当該農産物の販売状況等を明らかにするため、農産物に係る全ての生産費調査票において、農産物のうち、販売した数量・販売金額、自家消費・組織内消費の数量、農産物の生産過程において発生する稲わ

らやくず米などの副産物の販売量の割合・販売金額等を把握する調査事項を再編する計画です。

これらについては、施策ニーズ等への対応を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、調査結果の更なる利活用や報告者負担の軽減等の観点から、必要かつ適切なものとなっているか、3つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料3-2の57ページから60ページです。ここは食用米の販売状況なり、副産物の販売状況ですけれども、主産物の販売状況は、当然ながらお聞きするものですが、副産物につきましては、生産費を計算する過程でこれを差し引くということをしておりますので、主産物に合わせまして、副産物、米につきましてはくず米等々についても把握しているものです。これは、従来からの把握項目です。

59ページということですが、特に新たなものでもありません、今までも記入いただいているものです。

60ページは、これに限らず、先ほど御指摘いただいた点も含めまして、次回の農林業センサス結果を反映した見直しに際しまして、全体的にまた検討した上でお諮りしたいと考えています。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これについてはお認めいただいたということで、もう1つだけ進ませていただきます。

次は、審査メモ20ページの「(オ)生産物の販売等の状況を把握する調査事項」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ20ページ、「(オ)生産物の販売等の状況(「牛乳の月別生産量」、「子牛のうち耳標番号を登録しなかった頭数」等)を把握する調査事項」についてです。

今回の変更計画では、畜産物を生産する農業経営体における生乳、牛、肥育豚等の生産物の販売・取引状況等を明らかにするため、畜産物に係る生産費調査票において、牛乳の月別生産量、対象畜の購入・売却状況等を把握する調査事項を再編する計画です。

これらについては、施策ニーズ等への対応を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、調査結果の更なる利活用や報告者負担の軽減等の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料3-2の61ページから最後68ページまでです。私どもの回答といたしましては、65ページからになります。それぞれの調査項目です。牛乳、子牛、肥育豚、それぞれごとに整理しているものです。基本的に、畜産物生産費につきましては、各交付金の単価算定の基礎ですので、その基本的な事項は引き続き把握する必要があるということです。

今回の論点で示されておりますものにつきまして簡単に説明いたしますと、まず牛乳生産費の①は、当然、生産単位として生乳の生産量は必要なものです。②は少し特殊なケースですが、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法によりまして、牛1頭1頭に背番号が付いております。耳に耳標が付いておりますけれども、生まれてすぐに死んでしまった子牛については、登録前に死んでしまったということですので、牛トレーサビリティに基づく情報では把握できないということになります。このため、報告者から聞き取ることで対応しているものです。きゅう肥の利用状況につきましては、牛の糞尿ですが、これについては、副産物という扱いで把握しています。

子牛生産費につきまして、初回種付けした繁殖雌牛は、子牛を産ませるための雌の牛ということで、基本は肉用牛の子牛生産ですけれども、繁殖雌牛自身、いわゆる母牛は1つの資産です。減価償却を考えたときに、これがスタートする月が初回種付けをした時期ということで、減価償却計算上、必要であるということです。農家コードについては、牛トレーサビリティのデータを使わせていただくために必要なコードです。子牛の購入・売却ということですが、牛トレーサビリティは異動の状況は把握できますが、売買が伴った場合に価格までは把握できませんので、これについては農家から聞き取りする、記入していただく必要があるということです。

肥育豚についての豚の飼育状況、分べん状況、死亡・とう汰した豚の状況といったものについては、経営がきちんと回っているのかということが必要なものです。経営分析ですとか、施策を検討する際に、事故なく、きちんと経営が回っているかどうかということを検証するために必要なものです。

いずれにしても、65ページですが、調査票の構成は見直ししておりますが、回答いただく内容については、従来と同様です。その中で牛トレーサビリティのデータを有効活用するというので、できるだけ報告者の負担を軽減するように工夫したところです。

67ページの記入負担が重い、記入困難な事項はないかということですが、これは相対的なものですが、畜産物の生産費につきましては、農産物生産費調査に比べまして、なかなか煩雑なものになっているところです。そういった中で、できる限りの見直しということで、67ページの1ですが、先ほど来説明してまいりました行政記録情報の牛トレーサビリティのデータを活用するというので、対象家畜の異動といったものについては、回答していただくなくても把握できるような仕組みにしたところです。

また、67ページの2ですけれども、きゅう肥の利用状況は、なかなか搬出量については、記入するのが困難であるというのが今までの実態でした。そのような中で、量については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律で、一応、畜種別に標準的な管

理基準がありまして、この程度の規模であれば、大体、これくらい排せつ物が出るという原単位があります。それを使いまして、農林水産省側で、量を推計させていただきます。ただし、内訳は報告者ごとに区々ですので、販売したのか、自家利用したのか、それとも廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく焼却処分をしたのか、このようなものは記入していただきますが、量は我々の方で推計させていただくということで見直しさせていただいたということです。

さらに、3の生乳の月別生産量につきましては、年間計というものは残しながら、月別で記入していただいても構わないということで選択制を採らせていただくということです。

最後、68ページですけども、基本的に、畜産物生産費調査につきましては、先ほどから説明いたしましたとおり、交付金の単価のベースになっております。非常にシビアな議論の題材になるものですので、一定の簡素化をした上で、現時点でこれくらいの、現行の精度は求められておりますので、対応すべきことは今回対応したと理解しているところですが、この畜産物生産費も含めまして、今回の見直しにつきましては、実施状況を点検して、2020年農林業センサスを踏まえた見直しのときに、改めて見直しした姿をお示したいと考えているところです。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は御発言をお願いいたします。

○川崎委員 大変複雑な調査であるということがよく分かりましたが、全体がまだ私にはよく分かっていないので、きっと何か役に立つ統計なのだろうなと思いながら、解釈させていただきました。

その上で1つだけ教えていただきたいのは、牛乳生産費調査の場合、12か月分記入する欄がありますね。それで1年分まとめて記入できる人はそうしてもらっても結構ですと記載してありますが、これは月別の集計というのは、最初から全く想定されていないということなのですか。単に記録を取って正確に年計を出してもらおうというだけということなのですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） 調査実施上や利活用上から考えても、月別に把握する必要はなくて、年計で構わないというところなのですが、実際の経営におかれては、清算伝票ということで、乳代を毎月清算しているということもありまして、実は年計で記入するよりは報告者にとってみれば、月別の方が記入しやすいということもお聞きしていますので、選択制として、年1本で記入しても良いし、月別に記入しても良いということで、記入しやすい方で記入していただければと思っています。

○川崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○河井部会長 ほかに何かございますか。

○小針専門委員 よろしいですか。

○河井部会長 どうぞ。

○小針専門委員 変更してくださいとかそういうことではなくて、今回は、牛トレーサビリティの情報を使われるということで、簡素化に結び付くことが期待されると思いますが、今そういう観点からいうと、もし酪農業協同組合とかと連携が取れるのであれば、この実際の月別の乳量みたいなものも、それぞれそこでまとまっているので、それでまとめてみることができる方が、場合によっては簡素化に繋がるかと思います。どちらかというところ、畜産系というのは、生産者団体のデータの整備、出荷の関係であったり、特に牛の場合はまとまっているものがあるかと思いますので、そういう活用できるものあれば、御検討いただければと考えます。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） 我々としても、やはり活用できるものは貪欲に何でも活用しようというスタンスです。個人情報云々とかいろいろありますので、そういう制約のある中ではありますが、今御指摘いただいたように使えるものはどんどん活用していきたいと考えております。牛トレーサビリティデータに限らず、何でも利用できるものは利用していきたいと考えております。

○川崎委員 すみません。

○河井部会長 はい。

○川崎委員 これは今後の後学のために教えていただきたいのですが、この子牛の調査票を見てみると、子牛の識別番号とか農家団体コードとか、もう完全に個体の識別符号を使って統計を作成されるというのは、多分、私が知る限りは、余り多くない調査方法だと思います。これは、ずっと子牛の情報をトレースして行って、そこでどれだけコストが掛かっていったかとか、それを追いかけて統計にされるというイメージなのでしょうか。これは少なくとも識別番号別に集計する、それで公表するというのは多分ないだろうと思うので、どういうイメージで統計を作成されるのか全く想像がつかないので、その辺りをもう少し教えていただくとありがたいのですが。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） 畜産物生産費の場合ですと、牛乳生産費でいいますと、搾乳牛償却費、要は雌牛の償却費を計算するというものがあります。あとは、子牛生産費でいえば、繁殖雌牛の償却費ということで、牛の減価償却を厳密に行っていかなければならない。これが生産費の中でもかなりのウェイトを占めておりますので、ここをしっかりと行っていないと生産費自体がおかしなことになってしまうということがあります。牛はそれぞれ価格も違いますし、飼養状況も異なる中で、1頭ずつきちんとデータ管理して、その減価償却費を計算しなければならない。このため、報告者とか、職員に対しても非常に負担を掛けているところではあるのですが、このような詳細な調査事項を設定させてもらっています。主には、この牛トレーサの情報は減価償却の計算のために使うと、簡単に言えばそういうことです。

○川崎委員 大変勉強になりました。ということは、ほかの調査票というのは、大体足し上げて平均を取るみたいな感じになるのですが、これはそういう格好ではなくて、追跡してそのコストを減価償却で差し引くとかいう格好になるから、かなり単純にこの調査票を加工・集計したというよりも、調査票横断的に、あるいは農家横断的にトレースして、それでその結果をまとめて出すみたいな統計になるという理解でいるのですが、そんな感じ

でよろしいですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） そうですね。普通の統計調査とは少し異なっていて、各項目を串刺しでただ足して、それで結果ですよという訳ではなくて、そういう複雑な一過程があって、この畜産物生産費ができ上がっているという御理解をお願いします。

○川崎委員 ありがとうございます。やっこの調査票の趣旨が分かりました。

○河井部会長 ほかに何かございますか。

それでは、大変な調査だというのが分かったということで、本件につきましては、認められたということで進めさせていただければと思います。

18時になりましたので、本日の審議は、ここで終了させていただきたいと思います。

本日の審議において、調査実施者に改めて確認・整理していただく事項につきましては、調査実施者から、次回の部会において回答していただければと思っております。その上で、当該回答を踏まえて引き続き審議した後、残された論点について次回審議を行うこととしたいと思います。

この審議を効率的に行うために、残りの審議事項につきまして、もし御質問がありましたら、短期間で恐縮ですが、来週の10月24日水曜日までに、事務局までメールで御連絡していただきますよう、よろしく願いいたします。

また、本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局からメールにて御照会いたしますので、御確認をよろしく願いいたします。

それでは、次回の部会につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は11月1日木曜日の14時から、この建物の6階に場所を移しまして開催させていただきます。

今回は、今、部会長から御説明があったとおり、本日の審議事項で調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、残された論点について審議したいと考えています。

また、今日お配りした資料につきましては、次回の部会でも使用しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。なお、委員等の皆様におかれましては、今日の資料について、そのまま席上に残したままにしておいていただければ、事務局の方で準備させていただきます。

事務局からは以上です。

○河井部会長 それでは、ありがとうございます。以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。